

総合事業サービスの基準

サービス種別	通所型サービスC 短期集中型
サービス内容	○理学療法士又は作業療法士が家庭訪問にて、自宅での様子や、地域での暮らしぶりも併せてアセスメントし、活動（歩行などのADL、家事などのIADL）や社会参加などの生活行為を向上させるリハビリを提供する
対象者とサービス提供の考え型	○利用開始から3か月間の短期間に集中的（週2回）なりハビリを行うことで、身体機能の回復だけでなく、活動や行動範囲の拡大が見込まれる方で、改善の意欲が高い方 ○送迎は必要な方のみ実施する
実施方法	事業者指定
人員基準	<p>①管理者※1 1人以上 ②看護師又は准看護師※2 又は 医者 ※3 1人以上 ③介護職員 15人以下 専従1人以上 16人以上 利用者1人につき専従0.2人以上 ④機能訓練指導員※4 専従1人以上 ⑤理学療法士または作業療法士 1人以上</p> <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 支障がなければ他の職種と兼務可 ※3 病院、診療所、訪問看護ステーション、同一法人が運営する通所型サービスC等と提供時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、配置不要とする。密接かつ適切な連携とは、指定通所型サービスCへ駆けつけることができる体制や指示ができる連絡体制がある場合のこと。職員が通所Cと他事業又は施設等を兼務するようであれば、兼務辞令を交付する等、通所Cとしても兼務していることが確認できるようにすることが望ましい。 ○看護師の動き方のイメージ 午前9時～11時まで通所Cに行き、定期的な健康チェック。午後は、緊急の連絡があった場合、電話で必要な対応内容を伝えるか、または通所Cに行き、状態観察や必要な処置・対応を行う。通所Cの単位ごとに看護師による健康チェックが必要なため、午前と午後で利用者が異なる場合には、午後にも通所Cで健康チェックを実施する必要がある。</p> <p>※4 医師、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、介護予防指導士、介護予防運動指導員又は介護予防主任指導員であること</p>
提供時間	2時間以上
設備基準	①サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） ②消火設備、その他の非常災害に必要な設備 ③リハビリに必要な設備

<p>運営基準</p>	<p>①個別サービス計画の作成 ②運営規程等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④従事者の清潔保持・健康状態の管理 ⑤秘密の保持 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供ほか</p>
<p>単価・単位</p>	<p>●単価 地域区分（厚生労働大臣が定める一単位の単価）に準ずる ●単価設定 1 回あたり ●単位 455 単位（4,672 円） 月8回まで ●加算 ①栄養改善加算 150 単位／月 ②口腔機能向上加算 150 単位／月 ●減算 利用定員を超える場合 ×70%（1 回あたり 319 単位） 従業員の欠員がある場合 ×70%（1 回あたり 319 単位） 事業者と同一建物の利用者等 ×90%（1 回あたり 410 単位） 利用定員を超える場合+事業者と同一建物の利用者等 ×70%×90%（1 回あたり 287 単位） 従業員の欠員がある場合+事業者と同一建物の利用者等 ×70%×90%（1 回あたり 287 単位） ●参加せずに事前訪問にてアセスメントまで実施した場合 300 単位</p>